

仕 様 書

I 概要

- 1 年度及び名称 令和4年度及び令和5年度 和歌山県農林大学校電力調達
- 2 需要場所 和歌山県伊都郡かつらぎ町中飯降422
- 3 業種及び用途 官公署（事務所）

II 仕 様

- 1 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、供給方式、蓄熱式負荷設備、発電設備等

- (1) 供給電気方式 交流三相3線式
- (2) 供給電圧（標準電圧） 6,000V
- (3) 計量電圧（標準電圧） 6,000V
- (4) 標準周波数 60Hz
- (5) 供給方式 1回線受電
- (6) 蓄熱式負荷設備 無
- (7) 発電設備 ①常用太陽光発電装置
 - (ア) 電池容量・ユニット数 10kW×1基
 - (イ) 用 途 常用
 - (ウ) 定格電圧 200V
 - (エ) 系統連系の有無 有
 - (オ) アンシラリーサービス料対象容量 0kW

- 2 予定契約電力及び予定調達電力量

- (1) 予定契約電力 82 kW

契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、30分最大需要電力計により計測し、算定される値が原則としてこれを超えないものとする。各月の契約電力は、その1か月の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

- (2) 予定調達電力量 174,376 kWh

令和5年3月16日0時00分 から 令和6年3月15日24時00分までの電力量見込み月別の予定調達電力量は、次のとおり

月別予定調達電力量 (単位：kWh)

年 月	予定調達電力量
令和5年 3月分	14,235
令和5年 4月分	9,343
令和5年 5月分	9,857
令和5年 6月分	12,546
令和5年 7月分	15,750
令和5年 8月分	16,444
令和5年 9月分	20,397
令和5年10月分	13,741
令和5年11月分	12,830
令和5年12月分	15,469
令和6年 1月分	14,406
令和6年 2月分	19,358
合 計	174,376

3 契約期間

自 令和5年3月16日0時00分 至 令和6年3月15日24時00分

4 電力量等の検針

自動検針装置 有

電力会社の検針方法 遠隔自動検針

計量器の構成 電力需給用複合計器（通信機能付）

5 需給地点

和歌山県農林大学校敷地内に敷設した構内第1柱に設置した気中負荷開閉器の負荷側接続点（1箇所）

6 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

7 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

III その他

1 力率は、契約期間中100%を保持する予定。

2 フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

3 料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

(1) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1kWとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

(2) 使用電力量の単位は、1kWhとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

(3) 力率の単位は、1%とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

(4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

4 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄した一般電気事業者であった小売電気事業者が定める電気供給条件（特別高圧・高圧）（2020年4月1日実施）による。

5 燃料費調整額の算定は、公告の日に実施されている当該地域を管轄した一般電気事業者であった小売電気事業者が定める電気供給条件（特別高圧・高圧）（2020年4月1日実施）を契約終了日まで用いること。

契 約 書 (案)

和歌山県（以下「甲」という。）は、株式会社〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）と、和歌山県農林大学校で使用する電気の需給について下記条項により契約を締結する。

記

（契約の目的）

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は次のとおりとする。

（基本料金）

基本料金単価 （消費税及び地方消費 税の額を含む。） （1kW当たり）	消費税及び 地方消費税額 （再掲）
〇,〇〇〇.〇〇円	〇〇.〇〇円

（電力量料金）

	従量料金単価 （消費税及び地方消費 税の額を含む。） （1kWh当たり）	消費税及び 地方消費税額 （再掲）
夏季月（7月～9月）	〇〇.〇〇円	〇〇.〇〇円
その他季月	〇〇.〇〇円	〇〇.〇〇円

2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

3 乙の発電費用等の変動により契約金額を改定する必要があるときは、甲乙協議の上契約金額を改定することができる。

（需要場所及び期間）

第3条 乙が電気を供給する場所及び期間は、次のとおりとする。

場 所 和歌山県農林大学校

和歌山県伊都郡かつらぎ町中飯降422

期 間 令和5年3月16日0時00分から令和6年3月15日24時00分まで

2 前項の規定にかかわらず、翌年度以降において甲の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、甲は、この契約を解除することができる。

3 甲は、前項の規定による解除により、乙に損害を与えたときは、甲乙協議の上、その損害を賠償するものとする。

(契約保証金)

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

※【納付する場合】

第4条 乙は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(再委任等の禁止)

第5条 乙は、業務の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(使用電力量の増減)

第6条 甲の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約電力の変更)

第7条 各月の契約電力は、その1か月の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(計量及び検査)

第8条 乙は、毎月1日(以下「計量日」という。)に使用電力量を算定し、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の算定)

第9条 料金の算定は1月(前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間をいう。)ごとに、その使用電力量等により行う。

(料金の請求及び支払)

第10条 乙は、第8条に定めた検査終了後、第2条の規定に基づき支払請求書を作成(円未満の端数切り捨て)し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に乙に対価を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第11条 甲は、第10条の約定期間内に契約金額を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(事情変更)

第12条 甲及び乙は、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、甲乙協議の上、本契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議の上書面により定めるものとする。

(再エネルギー促進賦課金、力率割引及び燃料費調整額)

第13条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく

賦課金は、当該地域を管轄する一般電気事業者であった小売電気事業者が特定規模需要に対して定める電気供給条件（特別高圧・高圧）（2020年4月1日実施）、高圧負荷率別約S（主契約料金表）（2020年4月1日実施）等によるものとする。

- 2 力率割引又は割増及び発電費用等に係る燃料価格変動の調整額は、前項の取扱と同じとする。
- 3 燃料費調整額の算定は、公告の日を実施されている当該地域を管轄した一般電気事業者であった小売電気事業者が定める電気供給条件（特別高圧・高圧）（2020年4月1日実施）を契約終了日まで用いること。

（契約の解除）

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと明らかに認められるとき。
 - 二 正当な事由により解約を申し出たとき。
 - 三 本契約の履行に関し、乙又はその従業員、使用人等に不正な行為があったとき。
 - 四 前各号に定めるもののほか、本契約条項に違反し、又は、本契約の目的を達することができないと明らかに認められるとき。
- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為

（再受任者等に関する契約解除）

第15条 乙は、契約後に再受任者等（再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第14条第2項及び第3項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講

じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金)

第16条 天災その他不可抗力の原因又は第14条第1項第2号の規定によらないで乙の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、乙は、当該日から契約期間満了までに係る予定使用電力量に第2条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額と契約電力に契約金額（基本料金単価）を乗じて得た額の合計額の100分の10に相当する金額を甲に支払わなければならない。

2 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

3 乙が前二項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第17条 甲は、第14条第2項、第3項又は第15条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第14条第2項、第3項又は第15条第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(表明確約)

第18条 乙は、第14条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

(不当介入に関する通報・報告)

第19条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(秘密の保全)

第20条 乙は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。

(債権譲渡の禁止)

第21条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第22条 この契約条項又はこの契約に定めのない事項について、紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名捺印の上各自1通を保有するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

【単体の場合】

甲 住所 和歌山県和歌山市小松原通 1-1
氏名 和歌山県知事 仁坂吉伸 印

乙 住所
氏名 印

【コンソーシアムの場合】

甲 住所 和歌山県和歌山市小松原通 1-1
氏名 和歌山県知事 仁坂吉伸 印

乙 (コンソーシアムの名称記入)

(代表者)
住所
氏名 印

(構成員)
住所
氏名 印

和歌山県電力の調達に係る環境配慮方針

1 目的

本方針は、本県が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定めることにより、環境への負荷の低減を図るとともに、環境と経済とが両立する社会づくりに寄与することを目的とする。

2 定義

本方針において「環境に配慮した電力調達契約」とは、本県が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）の判定に際し、小売電気事業者（以下「電気事業者」という。）の電力供給事業における環境配慮の状況について、環境評価項目を基準として評価した上で実施する電力の調達をいう。

3 対象組織等

本方針は、本県の全ての機関が競争入札により電力を調達する際に適用する。

4 環境評価項目

本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

(1) 基本項目

- ①二酸化炭素排出係数
- ②未利用エネルギーの活用状況
- ③再生可能エネルギーの導入状況

(2) 加点項目

- ①環境マネジメントシステムの導入状況
- ②需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

5 入札参加資格の要件

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数を開示していること。
- (2) 上記4に定める環境評価項目について、別表「和歌山県環境に配慮した電力調達契約評価基準（以下「評価基準」という。）」の基本項目により算定した評価点の合計が70点以上であること。ただし、基本項目による評価点の合計が70点に満たない場合は、当該評価点に加点項目による評価点を加えた合計が70点以上であること。

6 評価

- (1) 本県が行う電力調達契約の競争入札に参加を希望する電気事業者は、上記4に定める環境評価項目を、別表「評価基準」により算定し、その評価点等を別記様式「和歌山県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」に記載の上、申請期限までに入札参加資格審査申請書類とともに、入札参加資格審査申請書類提出先に提出するものとする。
- (2) 電力調達を発注する所属（以下「発注所属」という。）の長は、電気事業者から提出された別記様式の内容を確認し、その評価点を判定する。

7 事務処理

別表

和歌山県環境に配慮した電力調達契約評価基準

	項目	区分	配点
基本項目	① 令和元年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(単位: kg-CO ₂ /kWh) (注1)	0.000 以上 0.375 未満	70
		0.375 以上 0.400 未満	65
		0.400 以上 0.425 未満	60
		0.425 以上 0.450 未満	55
		0.450 以上 0.475 未満	50
		0.475 以上 0.500 未満	45
		0.500 以上 0.525 未満	40
		0.525 以上 0.550 未満	35
		0.550 以上 0.575 未満	30
		0.575 以上 0.600 未満	25
		0.600 以上 0.690 未満	20
		0.690 以上	0
		② 令和元年度の未利用エネルギーの活用状況(注2)	0.675 %以上
0 %超 0.675 %未満	5		
活用していない	0		
③ 令和元年度の再生可能エネルギーの導入状況(注3)	7.50 %以上	20	
	5.00 %以上 7.50 %未満	15	
	2.50 %以上 5.00 %未満	10	
	0 %超 2.50 %未満	5	
	活用していない	0	
加点点項目	④ 環境マネジメントシステムの導入状況(注4)	導入している	10
		導入していない	0
	⑤ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組(注5)	取り組んでいる	5
		取り組んでいない	0

注1 1kWh当たりの二酸化炭素排出係数は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づき環境大臣及び経済産業大臣により公表されている調整後排出係数を用いることとする。

注2

(1) 未利用エネルギーの活用状況とは、①令和元年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を②令和元年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値をいう。

$$(\text{算定式}) \text{未利用エネルギーの活用状況}(\%) = \text{①} \div \text{②} \times 100$$

(2) 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分を除く。)をいう。

①工場等の廃熱又は排圧

②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「FIT法」という。)第2条第4項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除

く。)

③高炉ガス又は副生ガス

(3) 未利用エネルギーによる発電を行う場合において、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃するときは、次の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

注3

(1) 再生可能エネルギーの導入状況とは、次に掲げる再生可能エネルギー電気の利用量 (kWh) を⑥令和元年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値をいう。

①令和元年度に自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端) (kWh)

②令和元年度に他者から購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端) (kWh) (再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量を除く。)

④ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量 (kWh) (令和元年度に電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)

④J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh) (令和元年度に電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)

⑤非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh) (令和元年度に電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)

(算定式) 再生エネルギーの導入状況 (%) = (①+②+③+④+⑤) ÷ ⑥ × 100

(2) 再生可能エネルギー電気とは、FIT法において定義される再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kW未満に限る。ただし、揚水発電を除く。)、地熱及びバイオマスを用いて発電された電気とする。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気を除く。

注4 環境マネジメントシステムは、「ISO14001」、「エコアクション21」、「エコステージ」及び「KES」に限る。

注5 需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組とは、「電力デマンド監視による使用電力量の表示 (見える化)」、「ホームページにおける使用電力量の推移等の照会サービス」、「設定した使用電力量を超過した場合の通知サービス」等をいう。

なお、本項目は、個別の需要家に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働き掛けを評価するものであるため、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象としない。

和歌山県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書

和歌山県知事 様

商号又は名称	
代表者職氏名	
所在地	
担当部署 (報告書に関する問合せ先)	
担当者名	
電話番号	

環境評価項目(基本項目)	数値等	点数	確認資料
令和元年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数)	kg-CO ₂ /kWh		
令和元年度の未利用エネルギーの活用状況	%		算出根拠となる書類
令和元年度の再生可能エネルギーの導入状況	%		算出根拠となる書類
環境評価項目(加点項目) ※基本項目合計点が70点に満たない場合のみ	数値等	点数	確認資料
環境マネジメントシステムの導入状況	有・無		
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	有・無		取組が分かる書類
合計			

上記の報告内容に相違ないことを誓約します。

年 月 日

代表者職氏名

和歌山県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書

和歌山県知事 様

商号又は名称	
代表者職氏名	
所在地	
担当部署 (報告書に関する問合せ先)	
担当者名	
電話番号	

環境評価項目 (基本項目)	数値等	点数	確認資料
令和元年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数)	kg-CO ₂ /kWh		
令和元年度の未利用エネルギーの活用状況	%		算出根拠となる書類
令和元年度の再生可能エネルギーの導入状況	%		算出根拠となる書類
環境評価項目 (加点項目) ※基本項目合計点が70点に満たない場合のみ	数値等	点数	確認資料
環境マネジメントシステムの導入状況	有 ・ 無		
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	有 ・ 無		取組が分かる書類
合 計			

上記の報告内容に相違ないことを誓約します。

年 月 日

コンソーシアムの名称：
代表者職氏名

使用電氣量3ヶ年実績

	契約電力(kW)	使用電力量(kWh)	力率(%)
2019年10月	76	13,526	100
2019年11月	76	12,003	100
2019年12月	76	15,023	100
2020年1月	76	13,647	100
2020年2月	76	17,396	100
2020年3月	76	13,079	100
2020年4月	76	9,089	100
2020年5月	76	9,685	100
2020年6月	76	12,802	100
2020年7月	76	14,579	100
2020年8月	76	17,644	100
2020年9月	92	22,790	100

	契約電力(kW)	使用電力量(kWh)	力率(%)
2020年10月	92	13,121	100
2020年11月	92	12,629	100
2020年12月	92	15,226	100
2021年1月	92	15,565	100
2021年2月	92	18,348	100
2021年3月	92	14,648	100
2021年4月	92	10,279	85
2021年5月	92	10,880	85
2021年6月	92	13,729	85
2021年7月	92	15,994	85
2021年8月	92	17,211	85
2021年9月	90	19,592	85

	契約電力(kW)	使用電力量(kWh)	力率(%)
2021年10月	90	14,575	85
2021年11月	90	13,857	85
2021年12月	90	16,157	85
2022年1月	90	14,006	85
2022年2月	90	22,331	85
2022年3月	90	14,979	85
2022年4月	90	8,660	85
2022年5月	90	9,006	85
2022年6月	90	11,106	85
2022年7月	90	16,676	85
2022年8月	90	14,477	85
2022年9月	82	18,808	85

内 訳 書 (計 算 書)

参 考

業務の名称 : 令和4年度及び令和5年度和歌山県農林大学校電力調達

1 基本料金 (税込み金額で記入)

基本料金単価 [円/kW・月]	
--------------------	--

年 月	基本料金単価
令和3年3月 ~ 令和4年2月	契約電力 [kW] × @

[円/kW・月] × 12箇月 =

	① 年間の基本料金
	[円]

2 電力量料金 (税込み金額で記入)

電力量料金単価 [円/kWh]	その他季月
	夏季月(7~9月)

年 月	予定使用電力量 [kWh]	電力量料金単価 [円/kWh]	A 電力量料金 [円]
令和5年3月	14,235	×	
令和5年4月	9,343	×	
令和5年5月	9,857	×	
令和5年6月	12,546	×	
令和5年7月	15,750	×	
令和5年8月	16,444	×	
令和5年9月	20,397	×	
令和5年10月	13,741	×	
令和5年11月	12,830	×	
令和5年12月	15,469	×	
令和5年1月	14,406	×	
令和5年2月	19,358	×	
② 年間の電力量料金 [円]			

年間総価 ①+② = [円] (税込み)

消費税等相当額(再掲) [円]

入札金額 [円] (税抜き金額) ↓

(注)入札金額と同金額としてください。